

議 第 1 0 6 号

手数料条例の一部を改正する条例の制定について

本市手数料条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和3年（2021年）12月6日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市手数料条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市手数料条例（平成11年条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第5号長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表を次のように改める。

区分	手数料																		
1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第5条第1項、第2項又は第3項の規定による新築の認定の申請に対する審査	次の表の左欄に掲げる建築物全体の戸数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準額を当該認定の申請が同時になされた住戸（以下「同時申請戸」という。）の数で除した額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）																		
	<table border="1"><thead><tr><th>建築物全体の戸数</th><th>基準額</th></tr></thead><tbody><tr><td>(1) 戸数の合計が1戸のもの</td><td>13,100円</td></tr><tr><td>(2) 戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの</td><td>24,800円</td></tr><tr><td>(3) 戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの</td><td>37,500円</td></tr><tr><td>(4) 戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの</td><td>59,100円</td></tr><tr><td>(5) 戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの</td><td>91,700円</td></tr><tr><td>(6) 戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの</td><td>137,200円</td></tr><tr><td>(7) 戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの</td><td>229,500円</td></tr><tr><td>(8) 戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの</td><td>289,300円</td></tr></tbody></table>	建築物全体の戸数	基準額	(1) 戸数の合計が1戸のもの	13,100円	(2) 戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの	24,800円	(3) 戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの	37,500円	(4) 戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの	59,100円	(5) 戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの	91,700円	(6) 戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの	137,200円	(7) 戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの	229,500円	(8) 戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの	289,300円
	建築物全体の戸数	基準額																	
	(1) 戸数の合計が1戸のもの	13,100円																	
	(2) 戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの	24,800円																	
	(3) 戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの	37,500円																	
	(4) 戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの	59,100円																	
	(5) 戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの	91,700円																	
	(6) 戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの	137,200円																	
(7) 戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの	229,500円																		
(8) 戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの	289,300円																		

	<table border="1"> <tr> <td>(9) 戸数の合計が300戸を超えるもの</td> <td>327,800円</td> </tr> </table>	(9) 戸数の合計が300戸を超えるもの	327,800円																		
(9) 戸数の合計が300戸を超えるもの	327,800円																				
2 長期優良住宅普及促進法第5条第1項、第2項又は第3項の規定による増築又は改築（新築時に同法第5条第1項、第2項又は第3項の規定による認定を受けていない住宅に限る。）の認定の申請に対する審査	<p>次の表の左欄に掲げる建築物全体の戸数に じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準額を同時 申請戸の数で除した額（100円未満の端数がある ときは、これを切り捨てる。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建築物全体の戸数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 戸数の合計が1戸のもの</td> <td>18,400円</td> </tr> <tr> <td>(2) 戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの</td> <td>34,600円</td> </tr> <tr> <td>(3) 戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの</td> <td>53,700円</td> </tr> <tr> <td>(4) 戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの</td> <td>86,100円</td> </tr> <tr> <td>(5) 戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの</td> <td>134,900円</td> </tr> <tr> <td>(6) 戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの</td> <td>203,200円</td> </tr> <tr> <td>(7) 戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの</td> <td>341,700円</td> </tr> <tr> <td>(8) 戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの</td> <td>431,300円</td> </tr> <tr> <td>(9) 戸数の合計が300戸を超えるもの</td> <td>489,000円</td> </tr> </tbody> </table>	建築物全体の戸数	基準額	(1) 戸数の合計が1戸のもの	18,400円	(2) 戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの	34,600円	(3) 戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの	53,700円	(4) 戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの	86,100円	(5) 戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの	134,900円	(6) 戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの	203,200円	(7) 戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの	341,700円	(8) 戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの	431,300円	(9) 戸数の合計が300戸を超えるもの	489,000円
建築物全体の戸数	基準額																				
(1) 戸数の合計が1戸のもの	18,400円																				
(2) 戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの	34,600円																				
(3) 戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの	53,700円																				
(4) 戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの	86,100円																				
(5) 戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの	134,900円																				
(6) 戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの	203,200円																				
(7) 戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの	341,700円																				
(8) 戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの	431,300円																				
(9) 戸数の合計が300戸を超えるもの	489,000円																				
3 長期優良住宅普及促進法第5条第4項又は第5項の規定による区分所有住宅に係る新築の認定の申請に対する審査	<p>次の表の左欄に掲げる建築物全体の戸数に じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建築物全体の戸数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの</td> <td>24,800円</td> </tr> <tr> <td>(2) 戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの</td> <td>37,500円</td> </tr> <tr> <td>(3) 戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの</td> <td>59,100円</td> </tr> <tr> <td>(4) 戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの</td> <td>91,700円</td> </tr> <tr> <td>(5) 戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの</td> <td>137,200円</td> </tr> <tr> <td>(6) 戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの</td> <td>229,500円</td> </tr> <tr> <td>(7) 戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの</td> <td>289,300円</td> </tr> <tr> <td>(8) 戸数の合計が300戸を超えるもの</td> <td>327,800円</td> </tr> </tbody> </table>	建築物全体の戸数	基準額	(1) 戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの	24,800円	(2) 戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの	37,500円	(3) 戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの	59,100円	(4) 戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの	91,700円	(5) 戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの	137,200円	(6) 戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの	229,500円	(7) 戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの	289,300円	(8) 戸数の合計が300戸を超えるもの	327,800円		
建築物全体の戸数	基準額																				
(1) 戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの	24,800円																				
(2) 戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの	37,500円																				
(3) 戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの	59,100円																				
(4) 戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの	91,700円																				
(5) 戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの	137,200円																				
(6) 戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの	229,500円																				
(7) 戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの	289,300円																				
(8) 戸数の合計が300戸を超えるもの	327,800円																				
4 長期優良住宅普及促進法第5条第4項又は第5項の規定による区分所有住宅に係る増築又は改築（新築時に同法第5条第4項又は第5項の規定	<p>次の表の左欄に掲げる建築物全体の戸数に じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建築物全体の戸数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの</td> <td>34,600円</td> </tr> </tbody> </table>	建築物全体の戸数	基準額	(1) 戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの	34,600円																
建築物全体の戸数	基準額																				
(1) 戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの	34,600円																				

<p>による認定を受けていない住宅に限る。)の認定の申請に対する審査</p>	(2) 戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの	53,700円	
	(3) 戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの	86,100円	
	(4) 戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの	134,900円	
	(5) 戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの	203,200円	
	(6) 戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの	341,700円	
	(7) 戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの	431,300円	
	(8) 戸数の合計が300戸を超えるもの	489,000円	
	<p>5 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定による変更(新築時に同法第5条第1項、第2項又は第3項の規定による認定を受けた住宅に限る。)の認定の申請に対する審査</p>	<p>次の表の左欄に掲げる建築物全体の戸数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準額を同時申請戸の数で除した額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p>	
建築物全体の戸数		基準額	
(1) 戸数の合計が1戸のもの		6,500円	
(2) 戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの		12,400円	
(3) 戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの		18,700円	
(4) 戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの		29,500円	
(5) 戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの		45,800円	
(6) 戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの		68,600円	
(7) 戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの		114,700円	
(8) 戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの		144,600円	
(9) 戸数の合計が300戸を超えるもの		163,900円	
<p>6 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定による変更(増築又は改築時に同法第5条第1項、第2項又は第3項の規定による認定を受けた住宅に限る。)の認定の申請に対する審査</p>		<p>次の表の左欄に掲げる建築物全体の戸数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準額を同時申請戸の数で除した額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p>	
		建築物全体の戸数	基準額
	(1) 戸数の合計が1戸のもの	9,200円	
	(2) 戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの	17,300円	
	(3) 戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの	26,800円	
	(4) 戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの	43,000円	
(5) 戸数の合計が25戸を超え	67,400円		

	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>50戸以内のもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6) 戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの</td> <td>101,600円</td> </tr> <tr> <td>(7) 戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの</td> <td>170,800円</td> </tr> <tr> <td>(8) 戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの</td> <td>215,600円</td> </tr> <tr> <td>(9) 戸数の合計が300戸を超えるもの</td> <td>244,500円</td> </tr> </tbody> </table>	50戸以内のもの		(6) 戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの	101,600円	(7) 戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの	170,800円	(8) 戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの	215,600円	(9) 戸数の合計が300戸を超えるもの	244,500円								
50戸以内のもの																			
(6) 戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの	101,600円																		
(7) 戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの	170,800円																		
(8) 戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの	215,600円																		
(9) 戸数の合計が300戸を超えるもの	244,500円																		
7 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定による変更（新築時に同法第5条第4項又は第5項の規定による区分所有住宅に係る認定を受けた住宅に限り、第9条第3項の規定による申請に係るものを除く。）の認定の申請に対する審査	<p>次の表の左欄に掲げる建築物全体の戸数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建築物全体の戸数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの</td> <td>12,400円</td> </tr> <tr> <td>(2) 戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの</td> <td>18,700円</td> </tr> <tr> <td>(3) 戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの</td> <td>29,500円</td> </tr> <tr> <td>(4) 戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの</td> <td>45,800円</td> </tr> <tr> <td>(5) 戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの</td> <td>68,600円</td> </tr> <tr> <td>(6) 戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの</td> <td>114,700円</td> </tr> <tr> <td>(7) 戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの</td> <td>144,600円</td> </tr> <tr> <td>(8) 戸数の合計が300戸を超えるもの</td> <td>163,900円</td> </tr> </tbody> </table>	建築物全体の戸数	基準額	(1) 戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの	12,400円	(2) 戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの	18,700円	(3) 戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの	29,500円	(4) 戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの	45,800円	(5) 戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの	68,600円	(6) 戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの	114,700円	(7) 戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの	144,600円	(8) 戸数の合計が300戸を超えるもの	163,900円
建築物全体の戸数	基準額																		
(1) 戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの	12,400円																		
(2) 戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの	18,700円																		
(3) 戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの	29,500円																		
(4) 戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの	45,800円																		
(5) 戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの	68,600円																		
(6) 戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの	114,700円																		
(7) 戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの	144,600円																		
(8) 戸数の合計が300戸を超えるもの	163,900円																		
8 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定による変更（増築又は改築時に同法第5条第4項又は第5項の規定による区分所有住宅に係る認定を受けた住宅に限り、第9条第3項の規定による申請に係るものを除く。）の認定の申請に対する審査	<p>次の表の左欄に掲げる建築物全体の戸数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建築物全体の戸数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの</td> <td>17,300円</td> </tr> <tr> <td>(2) 戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの</td> <td>26,800円</td> </tr> <tr> <td>(3) 戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの</td> <td>43,000円</td> </tr> <tr> <td>(4) 戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの</td> <td>67,400円</td> </tr> <tr> <td>(5) 戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの</td> <td>101,600円</td> </tr> <tr> <td>(6) 戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの</td> <td>170,800円</td> </tr> <tr> <td>(7) 戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの</td> <td>215,600円</td> </tr> <tr> <td>(8) 戸数の合計が300戸を超えるもの</td> <td>244,500円</td> </tr> </tbody> </table>	建築物全体の戸数	基準額	(1) 戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの	17,300円	(2) 戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの	26,800円	(3) 戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの	43,000円	(4) 戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの	67,400円	(5) 戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの	101,600円	(6) 戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの	170,800円	(7) 戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの	215,600円	(8) 戸数の合計が300戸を超えるもの	244,500円
建築物全体の戸数	基準額																		
(1) 戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの	17,300円																		
(2) 戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの	26,800円																		
(3) 戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの	43,000円																		
(4) 戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの	67,400円																		
(5) 戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの	101,600円																		
(6) 戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの	170,800円																		
(7) 戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの	215,600円																		
(8) 戸数の合計が300戸を超えるもの	244,500円																		
9 長期優良住宅普及促進法第	前8項の規定による手数料に当該申出に係る																		

6条第2項の規定による申出に対する審査（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）	建築物ごとに建築基準法関係第1項に定める額及び建築設備に係る部分が含まれる場合においては当該建築設備一基につき建築基準法関係第3項に定める額を加算した額
10 長期優良住宅普及促進法第9条第1項又は第3項の規定による譲受人を決定した場合における変更の認定の申請に対する審査	2,400円
11 長期優良住宅普及促進法第10条の規定による長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	2,400円
12 長期優良住宅普及促進法第18条第1項の規定による容積率の特例許可の申請に対する審査	160,000円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

（経過措置）

- 2 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）附則第2条第2項に規定する長期優良住宅建築等計画に係る改正後の別表第5号長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の5の項及び6の項の規定の適用については、同項中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定による変更（新築時に同法第5条第1項、第2項又は第3項の規定による認定を受けた住宅に限る。）	住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定による変更
6,500円	6,100円
12,400円	11,900円
18,700円	18,300円
29,500円	29,100円
45,800円	45,400円
68,600円	68,200円
114,700円	114,300円

144,600円	144,200円
163,900円	163,400円
長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定による変更（増築又は改築時に同法第5条第1項、第2項又は第3項の規定による認定を受けた住宅に限る。）	住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定による変更
9,200円	8,700円
17,300円	16,800円
26,800円	26,400円
43,000円	42,600円
67,400円	67,000円
101,600円	101,100円
170,800円	170,400円
215,600円	215,200円
244,500円	244,000円

新潟県柏崎市手数料条例（平成11年12月16日条例第32号）

改正後	改正前																																										
<p>別表（第2条関係）</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 都市整備部関係</p> <p>租税特別措置法関係 (略)</p> <p>建築基準法関係 (略)</p> <p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係</p>	<p>別表（第2条関係）</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 都市整備部関係</p> <p>租税特別措置法関係 (略)</p> <p>建築基準法関係 (略)</p> <p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係</p>																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="614 1709 655 2123">区分</th> <th data-bbox="614 1144 655 1709">手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="655 1709 837 2123">1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第5条第1項、第2項又は第3項の規定による新築の認定の申請に対する審査</td> <td data-bbox="655 1144 1461 1709"> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="655 1335 697 1709">建築物全体の戸数</th> <th data-bbox="655 1144 697 1335">基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="697 1335 738 1709">(1) 戸数の合計が1戸のもの</td> <td data-bbox="697 1144 738 1335">13,100円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="738 1335 780 1709">(2) 戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの</td> <td data-bbox="738 1144 780 1335">24,800円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="780 1335 821 1709">(3) 戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの</td> <td data-bbox="780 1144 821 1335">37,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="821 1335 863 1709">(4) 戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの</td> <td data-bbox="821 1144 863 1335">59,100円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="863 1335 904 1709">(5) 戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの</td> <td data-bbox="863 1144 904 1335">91,700円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="904 1335 946 1709">(6) 戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの</td> <td data-bbox="904 1144 946 1335">137,200円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="946 1335 987 1709">(7) 戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの</td> <td data-bbox="946 1144 987 1335">229,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="987 1335 1029 1709">(8) 戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの</td> <td data-bbox="987 1144 1029 1335">289,300円</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	手数料	1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第5条第1項、第2項又は第3項の規定による新築の認定の申請に対する審査	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="655 1335 697 1709">建築物全体の戸数</th> <th data-bbox="655 1144 697 1335">基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="697 1335 738 1709">(1) 戸数の合計が1戸のもの</td> <td data-bbox="697 1144 738 1335">13,100円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="738 1335 780 1709">(2) 戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの</td> <td data-bbox="738 1144 780 1335">24,800円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="780 1335 821 1709">(3) 戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの</td> <td data-bbox="780 1144 821 1335">37,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="821 1335 863 1709">(4) 戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの</td> <td data-bbox="821 1144 863 1335">59,100円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="863 1335 904 1709">(5) 戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの</td> <td data-bbox="863 1144 904 1335">91,700円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="904 1335 946 1709">(6) 戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの</td> <td data-bbox="904 1144 946 1335">137,200円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="946 1335 987 1709">(7) 戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの</td> <td data-bbox="946 1144 987 1335">229,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="987 1335 1029 1709">(8) 戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの</td> <td data-bbox="987 1144 1029 1335">289,300円</td> </tr> </tbody> </table>	建築物全体の戸数	基準額	(1) 戸数の合計が1戸のもの	13,100円	(2) 戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの	24,800円	(3) 戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの	37,500円	(4) 戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの	59,100円	(5) 戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの	91,700円	(6) 戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの	137,200円	(7) 戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの	229,500円	(8) 戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの	289,300円	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="614 689 655 1104">区分</th> <th data-bbox="614 125 655 689">手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="655 689 837 1104">1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第5条第1項、第2項又は第3項の規定による新築の認定の申請に対する審査（次項及び3の項に規定するものを除く。）</td> <td data-bbox="655 125 1461 689"> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="655 315 697 689">建築物全体の戸数</th> <th data-bbox="655 125 697 315">基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="697 315 738 689">(1) 戸数の合計が1戸で延べ床面積が100㎡以内のもの</td> <td data-bbox="697 125 738 315">48,800円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="738 315 780 689">(2) 戸数の合計が1戸で延べ床面積が100㎡を超え200㎡以内のもの</td> <td data-bbox="738 125 780 315">76,900円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="780 315 821 689">(3) 戸数の合計が1戸で延べ床面積が200㎡を超えるもの</td> <td data-bbox="780 125 821 315">104,600円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="821 315 863 689">(4) 戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの</td> <td data-bbox="821 125 863 315">111,900円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="863 315 904 689">(5) 戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの</td> <td data-bbox="863 125 904 315">176,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="904 315 946 689">(6) 戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの</td> <td data-bbox="904 125 946 315">344,600円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="946 315 987 689">(7) 戸数の合計が25戸を超え</td> <td data-bbox="946 125 987 315">613,800円</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	手数料	1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第5条第1項、第2項又は第3項の規定による新築の認定の申請に対する審査（次項及び3の項に規定するものを除く。）	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="655 315 697 689">建築物全体の戸数</th> <th data-bbox="655 125 697 315">基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="697 315 738 689">(1) 戸数の合計が1戸で延べ床面積が100㎡以内のもの</td> <td data-bbox="697 125 738 315">48,800円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="738 315 780 689">(2) 戸数の合計が1戸で延べ床面積が100㎡を超え200㎡以内のもの</td> <td data-bbox="738 125 780 315">76,900円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="780 315 821 689">(3) 戸数の合計が1戸で延べ床面積が200㎡を超えるもの</td> <td data-bbox="780 125 821 315">104,600円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="821 315 863 689">(4) 戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの</td> <td data-bbox="821 125 863 315">111,900円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="863 315 904 689">(5) 戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの</td> <td data-bbox="863 125 904 315">176,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="904 315 946 689">(6) 戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの</td> <td data-bbox="904 125 946 315">344,600円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="946 315 987 689">(7) 戸数の合計が25戸を超え</td> <td data-bbox="946 125 987 315">613,800円</td> </tr> </tbody> </table>	建築物全体の戸数	基準額	(1) 戸数の合計が1戸で延べ床面積が100㎡以内のもの	48,800円	(2) 戸数の合計が1戸で延べ床面積が100㎡を超え200㎡以内のもの	76,900円	(3) 戸数の合計が1戸で延べ床面積が200㎡を超えるもの	104,600円	(4) 戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの	111,900円	(5) 戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの	176,500円	(6) 戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの	344,600円	(7) 戸数の合計が25戸を超え	613,800円
区分	手数料																																										
1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第5条第1項、第2項又は第3項の規定による新築の認定の申請に対する審査	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="655 1335 697 1709">建築物全体の戸数</th> <th data-bbox="655 1144 697 1335">基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="697 1335 738 1709">(1) 戸数の合計が1戸のもの</td> <td data-bbox="697 1144 738 1335">13,100円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="738 1335 780 1709">(2) 戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの</td> <td data-bbox="738 1144 780 1335">24,800円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="780 1335 821 1709">(3) 戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの</td> <td data-bbox="780 1144 821 1335">37,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="821 1335 863 1709">(4) 戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの</td> <td data-bbox="821 1144 863 1335">59,100円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="863 1335 904 1709">(5) 戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの</td> <td data-bbox="863 1144 904 1335">91,700円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="904 1335 946 1709">(6) 戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの</td> <td data-bbox="904 1144 946 1335">137,200円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="946 1335 987 1709">(7) 戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの</td> <td data-bbox="946 1144 987 1335">229,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="987 1335 1029 1709">(8) 戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの</td> <td data-bbox="987 1144 1029 1335">289,300円</td> </tr> </tbody> </table>	建築物全体の戸数	基準額	(1) 戸数の合計が1戸のもの	13,100円	(2) 戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの	24,800円	(3) 戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの	37,500円	(4) 戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの	59,100円	(5) 戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの	91,700円	(6) 戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの	137,200円	(7) 戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの	229,500円	(8) 戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの	289,300円																								
建築物全体の戸数	基準額																																										
(1) 戸数の合計が1戸のもの	13,100円																																										
(2) 戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの	24,800円																																										
(3) 戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの	37,500円																																										
(4) 戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの	59,100円																																										
(5) 戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの	91,700円																																										
(6) 戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの	137,200円																																										
(7) 戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの	229,500円																																										
(8) 戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの	289,300円																																										
区分	手数料																																										
1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第5条第1項、第2項又は第3項の規定による新築の認定の申請に対する審査（次項及び3の項に規定するものを除く。）	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="655 315 697 689">建築物全体の戸数</th> <th data-bbox="655 125 697 315">基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="697 315 738 689">(1) 戸数の合計が1戸で延べ床面積が100㎡以内のもの</td> <td data-bbox="697 125 738 315">48,800円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="738 315 780 689">(2) 戸数の合計が1戸で延べ床面積が100㎡を超え200㎡以内のもの</td> <td data-bbox="738 125 780 315">76,900円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="780 315 821 689">(3) 戸数の合計が1戸で延べ床面積が200㎡を超えるもの</td> <td data-bbox="780 125 821 315">104,600円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="821 315 863 689">(4) 戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの</td> <td data-bbox="821 125 863 315">111,900円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="863 315 904 689">(5) 戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの</td> <td data-bbox="863 125 904 315">176,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="904 315 946 689">(6) 戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの</td> <td data-bbox="904 125 946 315">344,600円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="946 315 987 689">(7) 戸数の合計が25戸を超え</td> <td data-bbox="946 125 987 315">613,800円</td> </tr> </tbody> </table>	建築物全体の戸数	基準額	(1) 戸数の合計が1戸で延べ床面積が100㎡以内のもの	48,800円	(2) 戸数の合計が1戸で延べ床面積が100㎡を超え200㎡以内のもの	76,900円	(3) 戸数の合計が1戸で延べ床面積が200㎡を超えるもの	104,600円	(4) 戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの	111,900円	(5) 戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの	176,500円	(6) 戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの	344,600円	(7) 戸数の合計が25戸を超え	613,800円																										
建築物全体の戸数	基準額																																										
(1) 戸数の合計が1戸で延べ床面積が100㎡以内のもの	48,800円																																										
(2) 戸数の合計が1戸で延べ床面積が100㎡を超え200㎡以内のもの	76,900円																																										
(3) 戸数の合計が1戸で延べ床面積が200㎡を超えるもの	104,600円																																										
(4) 戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの	111,900円																																										
(5) 戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの	176,500円																																										
(6) 戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの	344,600円																																										
(7) 戸数の合計が25戸を超え	613,800円																																										

改正後

(9) 戸数の合計が300戸を超え えるもの	327,800円
---------------------------	----------

2 長期優良住宅普及促進法第5条第1項、第2項又は第3項の規定による増築又は改築（新築時に同法第5条第1項、第2項又は第3項の規定による認定を受けていない住宅に限る。）の認定の申請に対する審査	次の表の左欄に掲げる建築物全体の戸数に 応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準額を同時 申請戸の数で除した額（100円未満の端数がある ときは、これを切り捨てる。）	
	建築物全体の戸数	基準額
	(1) 戸数の合計が1戸のもの	18,400円
	(2) 戸数の合計が1戸を超え 5戸以内のもの	34,600円
	(3) 戸数の合計が5戸を超え 10戸以内のもの	53,700円
	(4) 戸数の合計が10戸を超え 25戸以内のもの	86,100円
	(5) 戸数の合計が25戸を超え 50戸以内のもの	134,900円
	(6) 戸数の合計が50戸を超え 100戸以内のもの	203,200円
	(7) 戸数の合計が100戸を超え 200戸以内のもの	341,700円
	(8) 戸数の合計が200戸を超え 300戸以内のもの	431,300円
(9) 戸数の合計が300戸を超え えるもの	489,000円	

改正前

2 長期優良住宅普及促進法第5条第1項、第2項又は第3項の規定による新築の認定の申請に対する審査（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）が、当該認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅普及促進法第6条第1項各号（第3号及び第6号を除く。）の基準に適合すると評価して、当該認定申請の前に当該認定申請をしようとする者に交付した書面の写しを添付した場合）	次の表の左欄に掲げる建築物全体の戸数に 応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準額を同時 申請戸の数で除した額（100円未満の端数がある ときは、これを切り捨てる。）	
	建築物全体の戸数	基準額
	(1) 戸数の合計が1戸のもの	7,600円
	(2) 戸数の合計が1戸を超え 5戸以内のもの	16,500円
	(3) 戸数の合計が5戸を超え 10戸以内のもの	26,000円
	(4) 戸数の合計が10戸を超え 25戸以内のもの	35,400円
	(5) 戸数の合計が25戸を超え 50戸以内のもの	62,500円
	(6) 戸数の合計が50戸を超え 100戸以内のもの	104,400円
	(7) 戸数の合計が100戸を超え 200戸以内のもの	169,400円
	(8) 戸数の合計が200戸を超え 300戸以内のもの	207,300円
(9) 戸数の合計が300戸を超え えるもの	220,800円	

50戸以内のもの	
(8) 戸数の合計が50戸を超え 100戸以内のもの	1,052,200円
(9) 戸数の合計が100戸を超え 200戸以内のもの	1,943,200円
(10) 戸数の合計が200戸を超え 300戸以内のもの	2,774,600円
(11) 戸数の合計が300戸を超え えるもの	3,398,000円

改正後

3 長期優良住宅普及促進法第5条第4項又は第5項の規定による区分所有住宅に係る新築の認定の申請に対する審査

次の表の左欄に掲げる建築物全体の戸数に 応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準額		基準額
建築物全体の戸数	戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの	24,800円
	戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの	37,500円
	戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの	59,100円
	戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの	91,700円
	戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの	137,200円
	戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの	229,500円
	戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの	289,300円
	戸数の合計が300戸を超ええるもの	327,800円

改正前

3 長期優良住宅普及促進法第5条第1項、第2項又は第3項の規定による新築の認定の申請に対する審査（登録住宅性能評価機関が、当該認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画が住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条の2第1項（温熱環境・エネルギー消費量に関する部分を一次エネルギー消費量計算で算出したものを除く。）の基準に適合すると評価して、当該認定申請の前に当該認定申請をしようとする者に交付した書面の写しを添付した場合）

次の表の左欄に掲げる建築物全体の戸数に 応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準額を同時申請戸の数で除した額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）		基準額
建築物全体の戸数	戸数の合計が1戸のもの	17,000円
	戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの	60,500円
	戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの	95,100円
	戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの	176,000円
	戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの	299,200円
	戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの	458,600円
	戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの	831,900円
	戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの	1,132,900円
	戸数の合計が300戸を超ええるもの	1,369,900円

4 長期優良住宅普及促進法第5条第4項又は第5項の規定による区分所有住宅に係る増築又は改築（新築時に同法第5条第4項又は第5項の規定による認定を受けていない住宅に限る。）の認定の申請に対する審査

次の表の左欄に掲げる建築物全体の戸数に 応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準額		基準額
建築物全体の戸数	戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの	34,600円
	戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの	53,700円
	戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの	86,100円
	戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの	134,900円

4 長期優良住宅普及促進法第5条第1項、第2項又は第3項の規定による増築又は改築（新築時に同法第5条第1項、第2項又は第3項の規定による認定を受けていない住宅に限る。）の認定の申請に対する審査（次項に規定するものを除く。）

次の表の左欄に掲げる建築物全体の戸数に 応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準額を同時申請戸の数で除した額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）		基準額
建築物全体の戸数	戸数の合計が1戸で延べ床面積が100㎡以内のもの	62,300円
	戸数の合計が1戸で延べ床面積が100㎡を超え200㎡以内のもの	99,700円
	戸数の合計が1戸で延べ床面積が100㎡を超え200㎡以内のもの	136,600円

改正後		改正前																													
5 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定による変更（新築時に同法第5条第1項、第2項又は第3項の規定による認定を受けた住宅に限る。）の認定の申請に対する審査	<table border="1"> <tr> <td>(5) 戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの</td> <td>203,200円</td> </tr> <tr> <td>(6) 戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの</td> <td>341,700円</td> </tr> <tr> <td>(7) 戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの</td> <td>431,300円</td> </tr> <tr> <td>(8) 戸数の合計が300戸を超ええるもの</td> <td>489,000円</td> </tr> </table>	(5) 戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの	203,200円	(6) 戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの	341,700円	(7) 戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの	431,300円	(8) 戸数の合計が300戸を超ええるもの	489,000円	<p>次の表の左欄に掲げる建築物全体の戸数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準額を同時申請戸の数で除した額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">建築物全体の戸数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 戸数の合計が1戸のもの</td> <td>5戸以内のもの</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>(2) 戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの</td> <td>10戸以内のもの</td> <td>12,400円</td> </tr> <tr> <td>(3) 戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの</td> <td>25戸以内のもの</td> <td>18,700円</td> </tr> <tr> <td>(4) 戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの</td> <td>50戸以内のもの</td> <td>29,500円</td> </tr> <tr> <td>(5) 戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの</td> <td></td> <td>45,800円</td> </tr> <tr> <td>(6) 戸数の合計が50戸を超え</td> <td></td> <td>68,600円</td> </tr> </tbody> </table>	建築物全体の戸数		基準額	(1) 戸数の合計が1戸のもの	5戸以内のもの	6,500円	(2) 戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの	10戸以内のもの	12,400円	(3) 戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの	25戸以内のもの	18,700円	(4) 戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの	50戸以内のもの	29,500円	(5) 戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの		45,800円	(6) 戸数の合計が50戸を超え		68,600円
	(5) 戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの	203,200円																													
(6) 戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの	341,700円																														
(7) 戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの	431,300円																														
(8) 戸数の合計が300戸を超ええるもの	489,000円																														
建築物全体の戸数		基準額																													
(1) 戸数の合計が1戸のもの	5戸以内のもの	6,500円																													
(2) 戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの	10戸以内のもの	12,400円																													
(3) 戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの	25戸以内のもの	18,700円																													
(4) 戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの	50戸以内のもの	29,500円																													
(5) 戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの		45,800円																													
(6) 戸数の合計が50戸を超え		68,600円																													
5 長期優良住宅普及促進法第5条第1項、第2項又は第3項の規定による増築又は改築（新築時に同法第5条第1項、第2項又は第3項の規定による認定を受けていない住宅に限る。）の認定の申請に対する審査（登録住宅性能評価機関が、当該認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅普及促進法第6条第1項各号（第3号及び第6号を除く。）の基準に適合すると評価して、当該認定申請の前に当該認定申請をし	<p>床面積が200㎡を超えるもの</p> <table border="1"> <tr> <td>(4) 戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの</td> <td>147,600円</td> </tr> <tr> <td>(5) 戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの</td> <td>233,600円</td> </tr> <tr> <td>(6) 戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの</td> <td>457,400円</td> </tr> <tr> <td>(7) 戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの</td> <td>815,800円</td> </tr> <tr> <td>(8) 戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの</td> <td>1,399,300円</td> </tr> <tr> <td>(9) 戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの</td> <td>2,585,200円</td> </tr> <tr> <td>(10) 戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの</td> <td>3,692,000円</td> </tr> <tr> <td>(11) 戸数の合計が300戸を超ええるもの</td> <td>4,521,800円</td> </tr> </table>	(4) 戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの	147,600円	(5) 戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの	233,600円	(6) 戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの	457,400円	(7) 戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの	815,800円	(8) 戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの	1,399,300円	(9) 戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの	2,585,200円	(10) 戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの	3,692,000円	(11) 戸数の合計が300戸を超ええるもの	4,521,800円														
(4) 戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの	147,600円																														
(5) 戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの	233,600円																														
(6) 戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの	457,400円																														
(7) 戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの	815,800円																														
(8) 戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの	1,399,300円																														
(9) 戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの	2,585,200円																														
(10) 戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの	3,692,000円																														
(11) 戸数の合計が300戸を超ええるもの	4,521,800円																														

改正後		改正前																																											
<p>6 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定による変更(増築又は改築時に同法第5条第1項、第2項又は第3項の規定による認定を受けた住宅に限る。)の認定の申請に対する審査</p>	<p>100戸以内のもの</p> <table border="1"> <tr> <td>(7) 戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの</td> <td>114,700円</td> </tr> <tr> <td>(8) 戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの</td> <td>144,600円</td> </tr> <tr> <td>(9) 戸数の合計が300戸を超ええるもの</td> <td>163,900円</td> </tr> </table>	(7) 戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの	114,700円	(8) 戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの	144,600円	(9) 戸数の合計が300戸を超ええるもの	163,900円	<p>ようとする者に交付した書面の写しを添付した場合</p>	<p>100戸以内のもの</p> <table border="1"> <tr> <td>(7) 戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの</td> <td>224,100円</td> </tr> <tr> <td>(8) 戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの</td> <td>274,600円</td> </tr> <tr> <td>(9) 戸数の合計が300戸を超ええるもの</td> <td>292,600円</td> </tr> </table>	(7) 戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの	224,100円	(8) 戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの	274,600円	(9) 戸数の合計が300戸を超ええるもの	292,600円																														
(7) 戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの	114,700円																																												
(8) 戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの	144,600円																																												
(9) 戸数の合計が300戸を超ええるもの	163,900円																																												
(7) 戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの	224,100円																																												
(8) 戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの	274,600円																																												
(9) 戸数の合計が300戸を超ええるもの	292,600円																																												
<p>6 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定による変更(増築又は改築時に同法第5条第1項、第2項又は第3項の規定による認定を受けた住宅に限る。)の認定の申請に対する審査</p>	<p>次の表の左欄に掲げる建築物全体の戸数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準額を同時申請戸の数で除した額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建築物全体の戸数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 戸数の合計が1戸のもの</td> <td>9,200円</td> </tr> <tr> <td>(2) 戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの</td> <td>17,300円</td> </tr> <tr> <td>(3) 戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの</td> <td>26,800円</td> </tr> <tr> <td>(4) 戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの</td> <td>43,000円</td> </tr> <tr> <td>(5) 戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの</td> <td>67,400円</td> </tr> <tr> <td>(6) 戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの</td> <td>101,600円</td> </tr> <tr> <td>(7) 戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの</td> <td>170,800円</td> </tr> <tr> <td>(8) 戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの</td> <td>215,600円</td> </tr> <tr> <td>(9) 戸数の合計が300戸を超ええるもの</td> <td>244,500円</td> </tr> </tbody> </table>	建築物全体の戸数	基準額	(1) 戸数の合計が1戸のもの	9,200円	(2) 戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの	17,300円	(3) 戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの	26,800円	(4) 戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの	43,000円	(5) 戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの	67,400円	(6) 戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの	101,600円	(7) 戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの	170,800円	(8) 戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの	215,600円	(9) 戸数の合計が300戸を超ええるもの	244,500円	<p>6 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定による変更(新築時に同法第5条第1項、第2項又は第3項の規定による認定を受けている住宅に限る。)の認定の申請に対する審査(次項及び8の項に規定するものを除く。)</p>	<p>次の表の左欄に掲げる建築物全体の戸数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準額を同時申請戸の数で除した額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建築物全体の戸数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 戸数の合計が1戸で延べ床面積が100㎡以内のもの</td> <td>24,400円</td> </tr> <tr> <td>(2) 戸数の合計が1戸で延べ床面積が100㎡を超え200㎡以内のもの</td> <td>38,400円</td> </tr> <tr> <td>(3) 戸数の合計が1戸で延べ床面積が200㎡を超えるもの</td> <td>52,300円</td> </tr> <tr> <td>(4) 戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの</td> <td>55,900円</td> </tr> <tr> <td>(5) 戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの</td> <td>88,200円</td> </tr> <tr> <td>(6) 戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの</td> <td>172,300円</td> </tr> <tr> <td>(7) 戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの</td> <td>306,900円</td> </tr> <tr> <td>(8) 戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの</td> <td>526,100円</td> </tr> <tr> <td>(9) 戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの</td> <td>971,600円</td> </tr> <tr> <td>(10) 戸数の合計が200戸を超え</td> <td>1,387,300円</td> </tr> </tbody> </table>	建築物全体の戸数	基準額	(1) 戸数の合計が1戸で延べ床面積が100㎡以内のもの	24,400円	(2) 戸数の合計が1戸で延べ床面積が100㎡を超え200㎡以内のもの	38,400円	(3) 戸数の合計が1戸で延べ床面積が200㎡を超えるもの	52,300円	(4) 戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの	55,900円	(5) 戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの	88,200円	(6) 戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの	172,300円	(7) 戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの	306,900円	(8) 戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの	526,100円	(9) 戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの	971,600円	(10) 戸数の合計が200戸を超え	1,387,300円
建築物全体の戸数	基準額																																												
(1) 戸数の合計が1戸のもの	9,200円																																												
(2) 戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの	17,300円																																												
(3) 戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの	26,800円																																												
(4) 戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの	43,000円																																												
(5) 戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの	67,400円																																												
(6) 戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの	101,600円																																												
(7) 戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの	170,800円																																												
(8) 戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの	215,600円																																												
(9) 戸数の合計が300戸を超ええるもの	244,500円																																												
建築物全体の戸数	基準額																																												
(1) 戸数の合計が1戸で延べ床面積が100㎡以内のもの	24,400円																																												
(2) 戸数の合計が1戸で延べ床面積が100㎡を超え200㎡以内のもの	38,400円																																												
(3) 戸数の合計が1戸で延べ床面積が200㎡を超えるもの	52,300円																																												
(4) 戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの	55,900円																																												
(5) 戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの	88,200円																																												
(6) 戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの	172,300円																																												
(7) 戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの	306,900円																																												
(8) 戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの	526,100円																																												
(9) 戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの	971,600円																																												
(10) 戸数の合計が200戸を超え	1,387,300円																																												

改正後		改正前																							
<p>7 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定による変更（新築時に同法第5条第4項又は第5項の規定による区分所有住宅に係る認定を受けた住宅に限り、第9条第3項の規定による申請に係るものを除く。）の認定の申請に対する審査</p>	<p>次の表の左欄に掲げる建築物全体の戸数に じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建築物全体の戸数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの</td> <td>12,400円</td> </tr> <tr> <td>(2) 戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの</td> <td>18,700円</td> </tr> <tr> <td>(3) 戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの</td> <td>29,500円</td> </tr> <tr> <td>(4) 戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの</td> <td>45,800円</td> </tr> <tr> <td>(5) 戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの</td> <td>68,600円</td> </tr> <tr> <td>(6) 戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの</td> <td>114,700円</td> </tr> <tr> <td>(7) 戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの</td> <td>144,600円</td> </tr> <tr> <td>(8) 戸数の合計が300戸を超ええるもの</td> <td>163,900円</td> </tr> </tbody> </table>	建築物全体の戸数	基準額	(1) 戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの	12,400円	(2) 戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの	18,700円	(3) 戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの	29,500円	(4) 戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの	45,800円	(5) 戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの	68,600円	(6) 戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの	114,700円	(7) 戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの	144,600円	(8) 戸数の合計が300戸を超ええるもの	163,900円	<p>7 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定による変更（新築時に同法第5条第1項、第2項又は第3項の規定による認定を受けている住宅に限る。）の認定の申請に対する審査（登録住宅性能評価機関が、当該変更の認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅普及促進法第6条第1項各号（第3号及び第6号を除く。）の基準に適合すると評価して、当該変更認定申請の前に当該変更認定申請をしようとする者に交付した書面の写しを添付した場合）</p>	<table border="1"> <tr> <td>え300戸以内のもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 戸数の合計が300戸を超ええるもの</td> <td>1,699,000円</td> </tr> </table>	え300戸以内のもの		(1) 戸数の合計が300戸を超ええるもの	1,699,000円
建築物全体の戸数	基準額																								
(1) 戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの	12,400円																								
(2) 戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの	18,700円																								
(3) 戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの	29,500円																								
(4) 戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの	45,800円																								
(5) 戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの	68,600円																								
(6) 戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの	114,700円																								
(7) 戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの	144,600円																								
(8) 戸数の合計が300戸を超ええるもの	163,900円																								
え300戸以内のもの																									
(1) 戸数の合計が300戸を超ええるもの	1,699,000円																								
<p>8 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定による変更（増築又は改築時に同法第5条第4項又は第5項の規定による区分所有住宅に係る認定を受けた住宅に限り、第9条第3項の規定による申請に係るものを除く。）の認定の申請に対する審査</p>	<p>次の表の左欄に掲げる建築物全体の戸数に じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建築物全体の戸数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの</td> <td>17,300円</td> </tr> <tr> <td>(2) 戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの</td> <td>26,800円</td> </tr> </tbody> </table>	建築物全体の戸数	基準額	(1) 戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの	17,300円	(2) 戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの	26,800円	<p>8 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定による変更（新築時に同法第5条第1項、第2項又は第3項の規定による認定を受けている住宅に限る。）の認定の申請に対する審査（登録住宅性能評価</p>	<p>次の表の左欄に掲げる建築物全体の戸数に じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準額を同時申請戸の数で除した額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建築物全体の戸数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 戸数の合計が1戸のもの</td> <td>8,500円</td> </tr> <tr> <td>(2) 戸数の合計が1戸を超ええるもの</td> <td>30,200円</td> </tr> </tbody> </table>	建築物全体の戸数	基準額	(1) 戸数の合計が1戸のもの	8,500円	(2) 戸数の合計が1戸を超ええるもの	30,200円										
建築物全体の戸数	基準額																								
(1) 戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの	17,300円																								
(2) 戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの	26,800円																								
建築物全体の戸数	基準額																								
(1) 戸数の合計が1戸のもの	8,500円																								
(2) 戸数の合計が1戸を超ええるもの	30,200円																								
<p>8 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定による変更（増築又は改築時に同法第5条第4項又は第5項の規定による区分所有住宅に係る認定を受けた住宅に限り、第9条第3項の規定による申請に係るものを除く。）の認定の申請に対する審査</p>	<p>次の表の左欄に掲げる建築物全体の戸数に じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建築物全体の戸数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの</td> <td>17,300円</td> </tr> <tr> <td>(2) 戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの</td> <td>26,800円</td> </tr> </tbody> </table>	建築物全体の戸数	基準額	(1) 戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの	17,300円	(2) 戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの	26,800円	<p>8 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定による変更（新築時に同法第5条第1項、第2項又は第3項の規定による認定を受けている住宅に限る。）の認定の申請に対する審査（登録住宅性能評価</p>	<p>次の表の左欄に掲げる建築物全体の戸数に じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準額を同時申請戸の数で除した額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建築物全体の戸数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 戸数の合計が1戸のもの</td> <td>8,500円</td> </tr> <tr> <td>(2) 戸数の合計が1戸を超ええるもの</td> <td>30,200円</td> </tr> </tbody> </table>	建築物全体の戸数	基準額	(1) 戸数の合計が1戸のもの	8,500円	(2) 戸数の合計が1戸を超ええるもの	30,200円										
建築物全体の戸数	基準額																								
(1) 戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの	17,300円																								
(2) 戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの	26,800円																								
建築物全体の戸数	基準額																								
(1) 戸数の合計が1戸のもの	8,500円																								
(2) 戸数の合計が1戸を超ええるもの	30,200円																								

改正後		改正前																													
<p>るものを除く。)の認定の申請に対する審査</p>	<table border="1"> <tr> <td>(3) 戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの</td> <td>43,000円</td> </tr> <tr> <td>(4) 戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの</td> <td>67,400円</td> </tr> <tr> <td>(5) 戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの</td> <td>101,600円</td> </tr> <tr> <td>(6) 戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの</td> <td>170,800円</td> </tr> <tr> <td>(7) 戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの</td> <td>215,600円</td> </tr> <tr> <td>(8) 戸数の合計が300戸を超ええるもの</td> <td>244,500円</td> </tr> </table>	(3) 戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの	43,000円	(4) 戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの	67,400円	(5) 戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの	101,600円	(6) 戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの	170,800円	(7) 戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの	215,600円	(8) 戸数の合計が300戸を超ええるもの	244,500円	<p>機関が、当該変更の認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画が住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条の2第1項(温熱環境・エネルギー消費量に関する部分を一次エネルギー消費量計算で算出したものを除く。)の基準に適合すると評価して、当該変更認定申請の前に当該変更認定申請をしようとする者に交付した書面の写しを添付した場合)</p>	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">5戸以内のもの</td> </tr> <tr> <td>(3) 戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの</td> <td>47,500円</td> </tr> <tr> <td>(4) 戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの</td> <td>88,000円</td> </tr> <tr> <td>(5) 戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの</td> <td>149,600円</td> </tr> <tr> <td>(6) 戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの</td> <td>229,300円</td> </tr> <tr> <td>(7) 戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの</td> <td>415,900円</td> </tr> <tr> <td>(8) 戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの</td> <td>566,400円</td> </tr> <tr> <td>(9) 戸数の合計が300戸を超ええるもの</td> <td>684,900円</td> </tr> </table>	5戸以内のもの		(3) 戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの	47,500円	(4) 戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの	88,000円	(5) 戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの	149,600円	(6) 戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの	229,300円	(7) 戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの	415,900円	(8) 戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの	566,400円	(9) 戸数の合計が300戸を超ええるもの	684,900円
(3) 戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの	43,000円																														
(4) 戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの	67,400円																														
(5) 戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの	101,600円																														
(6) 戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの	170,800円																														
(7) 戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの	215,600円																														
(8) 戸数の合計が300戸を超ええるもの	244,500円																														
5戸以内のもの																															
(3) 戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの	47,500円																														
(4) 戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの	88,000円																														
(5) 戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの	149,600円																														
(6) 戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの	229,300円																														
(7) 戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの	415,900円																														
(8) 戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの	566,400円																														
(9) 戸数の合計が300戸を超ええるもの	684,900円																														
<p>9 長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定による申出に対する審査(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)</p>	<p>前8項の規定による手数料に当該申出に係る建築物ごとに建築基準法関係第1項に定める額及び建築設備に係る部分が含まれる場合において当該建築設備一基につき建築基準法関係第3項に定める額を加算した額</p>	<p>9 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定による変更(新築時に同法第5条第1項、第2項又は第3項の規定による認定を受けていない住宅に限る。)の認定の申請に対する審査(次項に規定するものを除く。)</p>	<p>次の表の左欄に掲げる建築物全体の戸数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準額を同時申請戸の数で除した額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建築物全体の戸数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 戸数の合計が1戸で延べ床面積が100㎡以内のもの</td> <td>31,100円</td> </tr> <tr> <td>(2) 戸数の合計が1戸で延べ床面積が100㎡を超え200㎡以内のもの</td> <td>49,800円</td> </tr> <tr> <td>(3) 戸数の合計が1戸で延べ床面積が200㎡を超えるもの</td> <td>68,300円</td> </tr> <tr> <td>(4) 戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの</td> <td>73,800円</td> </tr> <tr> <td>(5) 戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの</td> <td>116,800円</td> </tr> <tr> <td>(6) 戸数の合計が10戸を超え</td> <td>228,700円</td> </tr> </tbody> </table>	建築物全体の戸数	基準額	(1) 戸数の合計が1戸で延べ床面積が100㎡以内のもの	31,100円	(2) 戸数の合計が1戸で延べ床面積が100㎡を超え200㎡以内のもの	49,800円	(3) 戸数の合計が1戸で延べ床面積が200㎡を超えるもの	68,300円	(4) 戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの	73,800円	(5) 戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの	116,800円	(6) 戸数の合計が10戸を超え	228,700円														
建築物全体の戸数	基準額																														
(1) 戸数の合計が1戸で延べ床面積が100㎡以内のもの	31,100円																														
(2) 戸数の合計が1戸で延べ床面積が100㎡を超え200㎡以内のもの	49,800円																														
(3) 戸数の合計が1戸で延べ床面積が200㎡を超えるもの	68,300円																														
(4) 戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの	73,800円																														
(5) 戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの	116,800円																														
(6) 戸数の合計が10戸を超え	228,700円																														

改正後		改正前																				
<p>10 長期優良住宅普及促進法第9条第1項又は第3項の規定による譲受人を決定した場合における変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>2,400円</p>		<p>25戸以内のもの</p> <table border="1"> <tr> <td>(7) 戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの</td> <td>407,900円</td> </tr> <tr> <td>(8) 戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの</td> <td>699,600円</td> </tr> <tr> <td>(9) 戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの</td> <td>1,292,600円</td> </tr> <tr> <td>(10) 戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの</td> <td>1,846,000円</td> </tr> <tr> <td>(11) 戸数の合計が300戸を超えるもの</td> <td>2,260,900円</td> </tr> </table>	(7) 戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの	407,900円	(8) 戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの	699,600円	(9) 戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの	1,292,600円	(10) 戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの	1,846,000円	(11) 戸数の合計が300戸を超えるもの	2,260,900円									
(7) 戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの	407,900円																					
(8) 戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの	699,600円																					
(9) 戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの	1,292,600円																					
(10) 戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの	1,846,000円																					
(11) 戸数の合計が300戸を超えるもの	2,260,900円																					
<p>10 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定による変更（新築時に同法第5条第1項、第2項又は第3項の規定による認定を受けていない住宅に限る。）の認定の申請に対する審査（登録住宅性能評価機関が、当該認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅普及促進法第6条第1項各号（第3号及び第6号を除く。）の基準に適合すると評価して、当該変更認定申請の前に当該変更認定申請をしようとする者に交付した書面の写しを添付した場合）</p>	<p>10 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定による変更（新築時に同法第5条第1項、第2項又は第3項の規定による認定を受けていない住宅に限る。）の認定の申請に対する審査（登録住宅性能評価機関が、当該認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅普及促進法第6条第1項各号（第3号及び第6号を除く。）の基準に適合すると評価して、当該変更認定申請の前に当該変更認定申請をしようとする者に交付した書面の写しを添付した場合）</p>	<p>次の表の左欄に掲げる建築物全体の戸数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準額を同時に申請戸の数で除した額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建築物全体の戸数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 戸数の合計が1戸のもの</td> <td>4,800円</td> </tr> <tr> <td>(2) 戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの</td> <td>10,300円</td> </tr> <tr> <td>(3) 戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの</td> <td>16,600円</td> </tr> <tr> <td>(4) 戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの</td> <td>22,900円</td> </tr> <tr> <td>(5) 戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの</td> <td>40,900円</td> </tr> <tr> <td>(6) 戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの</td> <td>68,800円</td> </tr> <tr> <td>(7) 戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの</td> <td>112,000円</td> </tr> <tr> <td>(8) 戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの</td> <td>137,300円</td> </tr> <tr> <td>(9) 戸数の合計が300戸を超えるもの</td> <td>146,300円</td> </tr> </tbody> </table>	建築物全体の戸数	基準額	(1) 戸数の合計が1戸のもの	4,800円	(2) 戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの	10,300円	(3) 戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの	16,600円	(4) 戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの	22,900円	(5) 戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの	40,900円	(6) 戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの	68,800円	(7) 戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの	112,000円	(8) 戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの	137,300円	(9) 戸数の合計が300戸を超えるもの	146,300円
建築物全体の戸数	基準額																					
(1) 戸数の合計が1戸のもの	4,800円																					
(2) 戸数の合計が1戸を超え5戸以内のもの	10,300円																					
(3) 戸数の合計が5戸を超え10戸以内のもの	16,600円																					
(4) 戸数の合計が10戸を超え25戸以内のもの	22,900円																					
(5) 戸数の合計が25戸を超え50戸以内のもの	40,900円																					
(6) 戸数の合計が50戸を超え100戸以内のもの	68,800円																					
(7) 戸数の合計が100戸を超え200戸以内のもの	112,000円																					
(8) 戸数の合計が200戸を超え300戸以内のもの	137,300円																					
(9) 戸数の合計が300戸を超えるもの	146,300円																					

改正後		改正前	
11 長期優良住宅普及促進法第10条の規定による長期優良住宅建築等計画の承認を受けた地位の承継の申請に対する審査	2,400円	11 長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定による申出に対する審査（次項に規定するものを除く。）	前4項の規定による手数料に当該申出に係る建築物ごとに建築基準法関係第1項に定める額及び建築設備に係る部分が含まれる場合においてはその当該建築設備一基につき建築基準法関係第3項に定める額を加算した額
12 長期優良住宅普及促進法第18条第1項の規定による容積率の特例許可の申請に対する審査	160,000円	12 長期優良住宅普及促進法第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合における変更の認定の申請に対する審査	2,400円
		13 長期優良住宅普及促進法第10条の規定による長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	2,400円